

大口町木造住宅除却費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地震発生時における木造住宅の倒壊による災害を防止するため、旧基準木造住宅の除却工事を行う者に対し、予算の範囲内において大口町木造住宅除却費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 旧基準木造住宅 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅（在来軸組構法及び伝統構法の戸建、長屋、併用住宅及び共同住宅で貸家を含む。）をいう。ただし、国及び地方公共団体その他の公の機関が所有するものを除く。

(2) 木造住宅耐震診断 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 大口町が実施する階数2以下の木造住宅の無料耐震診断

イ 一般財団法人愛知県建築住宅センターが実施する木造住宅耐震診断

(3) 判定値 次のいずれかに該当する場合をいう。

ア 改訂愛知県木造住宅耐震診断マニュアルによる判定値

イ 一般財団法人日本建築防災協会発行「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による評点

(4) 特定空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。）第2条第2項に規定する空家等をいう。

(5) 不良住宅 住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第2条第4項に規定する不良住宅をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 次条に規定する旧基準木造住宅を所有する者

(2) 大口町暴力団排除条例（平成24年大口町条例第13号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でない者又は同条第1号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者

2 補助対象者は、第2条に掲げる建築物の所有者とし、補助金の交付は1敷地について1回限りとする。

（補助対象住宅）

第4条 補助金の交付対象となる住宅は、次の各号いずれにも該当するものとする。

(1) 旧基準木造住宅であること。

(2) 第2条第2号アに規定する木造住宅耐震診断において判定値が1.0未満又は第2条第2号イに規定する木造住宅耐震診断において得点が80点以下と診断された旧基準木造住宅（特定空家等及び不良住宅を除く。）。

(3) 過去に大口町木造住宅耐震改修費補助金交付要綱（平成15年大口町告示第95号）、大口町木造住宅段階的耐震改修費補助金交付要綱（平成25年大口町告示第87号）、大口町木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付要綱（平成29年大口町告示第24号）による補助金の交付を受けていない住宅であること。

（補助対象工事）

第5条 補助対象工事は、補助対象者が大口町内に事務所を有する法人又は個人（以下「除却業者」という。）に依頼して行う工事とし、前条に規定する補助対象住宅を地震による倒壊等の被害の防止を目的として実施する旧基準木造住宅の部分を含む1棟全てを解体、運搬、処分する工事（以下「除却工事」という。）とする。ただし、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。）に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施するものに限る。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象工事に要する経費として、除却工事を実施する施工業者に対して支払う費用とし、40万円を限度とする。こ

の場合において、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(事前相談)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次条に規定する申請の前に、町長に相談しなければならない。

(補助金の交付申請)

第8条 申請者は、大口町木造住宅除却費補助金交付申請書（様式第1）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 旧基準木造住宅であることを証する書類
- (2) 旧基準木造住宅を所有する者であることを証する書類
- (3) 木造住宅耐震診断結果報告書等の写し（第2条第2号によるものに限る。）
- (4) 案内図及び平面図
- (5) 除却費見積書（除却業者の記名のあるものに限る。）
- (6) 除却業者の有する建設業の許可（土木、建築又はとび・土工及び解体）の写し又は建設リサイクル法に基づく除却工事業の登録を称する図書の写し
- (7) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 町長は、前項の規定による申請があつた場合は、その内容を審査した上で、予算の範囲内において補助金の交付が適当と認めるときは、補助金の交付を決定し、大口町木造住宅除却費補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

2 町長は、補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

(事業の実施)

第10条 申請者が前条の規定による補助金の交付の決定前に補助対象事業に着手した場合は、補助金を交付しない。

(申請の取下げ)

第 1 1 条 申請者は、補助金の交付決定後において、補助対象事業を中止する場合は、速やかに大口町木造住宅除却費補助金取下げ申出書（様式第 3）を町長に提出するものとする。

（補助対象事業の変更申請）

第 1 2 条 申請者は、補助金の交付決定後において、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ大口町木造住宅除却費補助金変更承認申請書（様式第 4）を町長に提出して、その承認を受けなければならない。

2 前項の申請においては、第 8 条の規定を準用する。この場合において、添付する書類は、当該変更に係る書類に限る。

3 町長は、第 1 項に規定する申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、大口町木造住宅除却費補助金変更決定通知書（様式第 5）により、申請者に通知するものとする。

（完了実績報告）

第 1 3 条 申請者は、補助対象事業が完了した場合は、その完了の日から起算して 3 0 日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の 3 月 2 0 日までのいずれか早い日までに、大口町木造住宅除却費補助金実績報告書（様式第 6）に、次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。ただし、町長が認める場合については、当該年度の 3 月 3 1 日までとすることができる。

(1) 補助対象事業に係る除却業者の請負代金請求書の写し又は領収書の写し

（除却業者の発行したものに限る。）

(2) 工事写真（着手前、工事中及び完了時が確認できるもの。）

(3) その他町長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第 1 4 条 町長は前条に規定する報告があったときは、内容を審査の上、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、大口町木造住宅除却費補助金交付確定通知書（様式第 7）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第15条 申請者は、前条の確定通知を受けとった日から起算して、10日以内に大口町木造住宅除却費補助金請求書（様式第8）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の請求書を受理したときは、速やかに補助金を支払うものとする。
（補助金の交付決定の取消し及び補助金の返還）

第16条 町長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、大口町木造住宅除却費補助金交付決定取消通知（返還命令）書（様式第9）により、補助金の決定を取り消し、又は返還を命ずることができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (3) 第13条に定める期日までに実績報告書が提出されなかったとき。
- (4) その他町長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、申請者に対し期限を定めてその返還を命ずるものとする。

3 前2項の規定は、第14条の規定による補助金の確定があった後においても適用する。

（書類の保管）

第17条 申請者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保存しなければならない。

（その他必要事項）

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は町長が別に定めるものとする。

附 則（平成31年3月27日 大口町告示第25号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和３年３月３１日 大口町告示第６８号）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和４年３月３１日 大口町告示第４１号）

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和６年３月２８日 大口町告示第２７号）

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。